

支給限度額変更のお知らせ

平成30年8月1日から下記給付の支給限度額等が変更となりました!!

高年齢雇用継続給付 平成30年8月1日以降の支給対象期間から変更

賃金月額の上限度額

472,200 円

平成30年7月31日までは
469,500円

賃金月額の下限額

74,400 円

平成30年7月31日までは
74,100円

支給限度額

359,899 円

平成30年7月31日までは
357,864円

最低限度額

1,984 円

平成30年7月31日までは
1,976円

- 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上、または支給額が最低限度額以下であるときは、高年齢継続給付は支給されません。
- 支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続給付の支給額との合計額が、支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

育児休業給付 初日が平成30年8月1日以降である支給対象期間から変更

賃金月額の上限度額

449,700 円

平成30年7月31日までは
447,300円

賃金月額の下限額

74,400 円

平成30年7月31日までは
74,100円

支給上限額 (67%)

301,299 円

平成30年7月31日までは
299,691円

支給上限額 (50%)

224,850 円

平成30年7月31日までは
223,650円

- 育児休業給付金は、育児休業を開始した日の前日を離職日とみなして算定される賃金日額に30を乗じて得た額（賃金月額）に当分の間は50%、休業日数が通算して180日に達する日までの間67%、181日目以降は50%の給付率に相当する額が原則として支給額となります。
- 賃金月額の上限度額は、30歳以上45歳未満の基本手当(失業給付) 賃金日額上限額×30と決められています。

介護休業給付 平成30年8月1日～

支給上限額 (67%)

331,650 円

平成30年7月31日までは
329,841円

平成29年8月1日以降に休業開始した場合

- 介護休業給付金は、介護休業を開始した日の前日を離職日とみなして算定される賃金日額に30を乗じて得た額（賃金月額）の67%に相当する額が原則として支給額となります。
- 賃金月額の上限度額は、45歳以上60歳未満の基本手当(失業給付) 賃金日額上限額×30と決められています。